

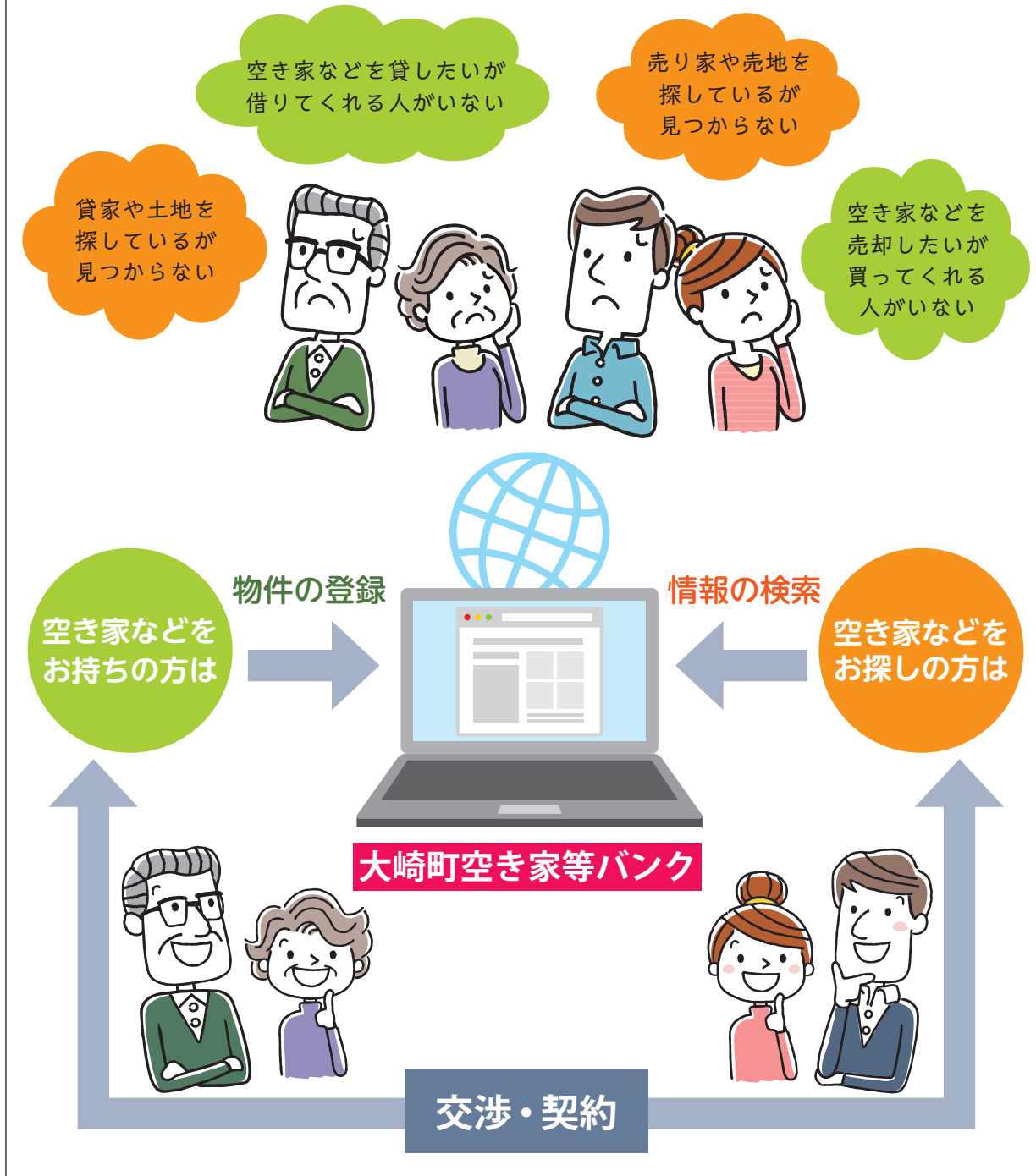
大崎町空き家等バンク制度

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111 (224)

町内の空き家や空き地(※)の情報をホームページに掲載し、利用したい人へ紹介する制度です。空き家等の有効活用にお役立てください。

※空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。

☆大崎町空き家等バンク制度の概念図☆



※注意※

この制度は物件の情報発信及び紹介を行うものであり、役場が仲介及びあっせんを行うものではありません。また、物件を登録する方は、所有権などを有する物件の売買または賃貸を行うことができる方に限ります。